

浜松市道路橋定期点検業務積算資料 (令和 7 年度版)

令和 7 年 9 月

浜松市土木部道路保全課

目 次

1. 適用範囲	
2. 適用条件	
3. 業務委託料	
3. 1. 業務委託料の構成	
3. 2. 業務委託料構成費目の内容	
4. 業務委託料の積算	
5. 定期点検（1）：道路橋（重点管理路線上の橋梁【旧：レベル A・B】）	
5. 1. 業務内容	
5. 2. 標準歩掛	
6. 定期点検（2）：道路橋（その他の路線上の橋梁【旧：レベル C】）	
6. 1. 業務内容	
6. 2. 標準歩掛	
7. 共通	
7. 1. 業務内容	
7. 2. 標準歩掛	
7. 3. 直接経費	

1.適用範囲

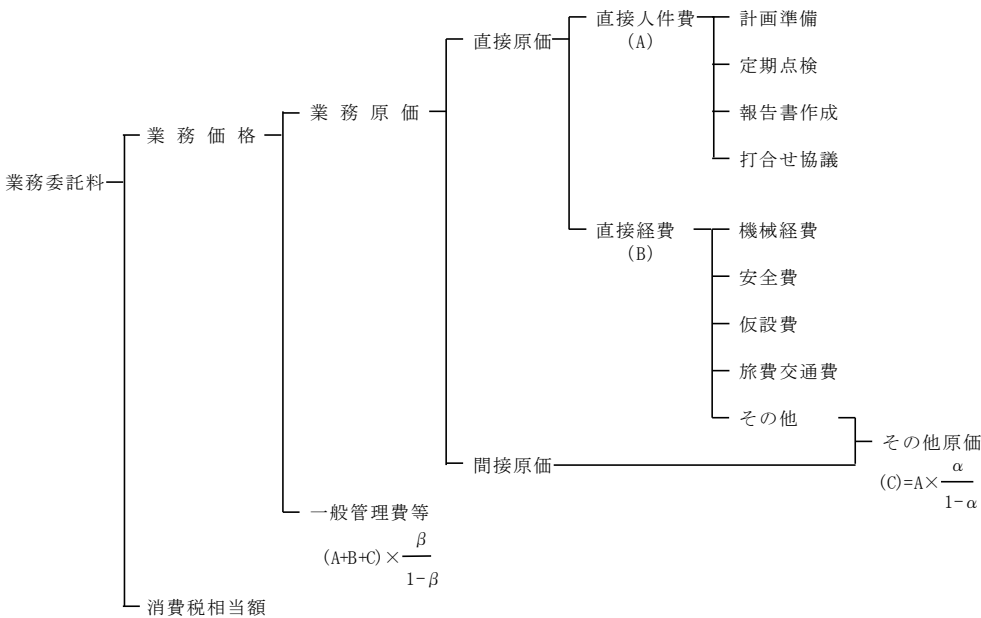
この積算資料は、「浜松市道路橋定期点検業務 仕様書」に基づき実施する道路橋の定期点検について、浜松市が 3 巡目以降の定期点検業務を建設コンサルタント等に発注する場合の業務委託料算出に使用する。なお、本積算資料は、2 巡目以前の道路橋の定期点検業務には適用しないものとし、2 巡目以前の定期点検を行う橋梁については別途計上する。

2.適用条件

- ・本積算資料の適用対象橋梁は、上部構造の使用材料によらず、鈑桁橋、床板橋、ラーメン橋（カルバート含む）及び箱桁橋とする。また、橋長は 300m 未満とする。
- ・トラス橋、アーチ橋、斜張橋、吊橋、複合構造（合成桁、合成床板、合成橋脚除く）等の橋梁は適用対象外とする。
- ・跨線橋（鉄道横断部）、駅自由通路及び横断歩道橋に類する構造の橋梁についても適用対象外とする。
- ・適用対象外の橋梁の点検については、個別に見積り徴収し、業務委託料を算出する。
- ・点検支援技術を使用した場合には適用しない。
- ・「浜松市道路橋長寿命化計画（令和 6 年 3 月 浜松市土木部）」（以下、長寿命化計画という。）に規定する路線の重要度に応じ、定期点検（1）：道路橋（重点管理路線上の橋梁【旧：レベル A・B】）、定期点検（2）：道路橋（重点管理路線上の橋梁【旧：レベル C】）に区分した定期点検を適用する。

3.業務委託料

3.1.業務委託料の構成



3.2.業務委託料構成費目の内容

イ. 直接原価

(イ) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する技術者の人件費とする。

(ロ) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の a から d までに掲げるものとする。

a 機械経費

機械経費は、橋梁点検車を用いる場合に橋梁点検車の機械運転経費について計上する。

また、定期点検においてその他の機械（リフト車、ゴンドラ、船舶など）が必要である場合は、別途、費用を計上するものとする。

b 安全費

安全費は、橋梁点検車を使用する場合に、交通障害の防止と現場の安全確保のため、交通誘導員の費用を計上するものとする。

c 仮設費

道路橋の定期点検における足場条件は、地上、梯子及び橋梁に添架された既設の点検路を用いることを標準とするが、その他の仮設備（足場等の設備）が必要である場合は、別途、仮設費においてその費用を計上するものとする。

d 旅費交通費

旅費交通費は、点検現場に赴く技術者の交通費等を計上するものとする。

(ハ) 直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

なお、開発者の受託が必要な点検支援技術、全国道路施設点検データベース登録、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

ロ. 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

ハ. 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。

(イ) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(ロ) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

4.業務委託料の積算

イ.業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\}\end{aligned}$$

ロ.各構成要素の算定

(イ) 直接人件費

業務処理に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は国土交通省が別途定めるものを用いるものとする。

※参考：国土交通省ホームページ内「設計業務委託等技術者単価について」

https://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu_tanka.html

(ロ) 直接経費

直接経費は、3.2のイの(ロ)の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については各発注者(道路管理者)の旅費基準・規則等に準じて積算するものとする。3.2のイの(ロ)の各項目以外の経費は、その他原価として間接原価に含まれるものとする。

(ハ) その他原価

その他原価は「設計業務等標準積算基準書(令和6年度版 国土交通省)」の「第4編 調査、計画業務」の「4-2 橋梁定期点検業務等積算基準」にある「その他原価」の算出式により算定した額の範囲内とする。

$$\begin{aligned}(\text{その他原価}) &= (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha) \\ &= (\text{直接人件費}) \times 0.35 / 0.65\end{aligned}$$

ただし、 α は業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

(ニ) 一般管理費等

一般管理費等は「設計業務等標準積算基準書(令和6年度版 国土交通省)」の「第4編 調査、計画業務」の「4-2 橋梁定期点検業務等積算基準」の算出式により算定した額の範囲内とする。

$$\begin{aligned}(\text{一般管理費等}) &= (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta) \\ &= (\text{業務原価}) \times 0.35 / 0.65\end{aligned}$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(ホ) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned}\text{消費税相当額} &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等})\} \times (\text{消費税率})\end{aligned}$$

5.定期点検（1）：道路橋（重点管理路線上の橋梁【旧：レベル A・B】）

5.1.業務内容

（1）計画準備

橋梁台帳等出力、業務計画書作成、部材番号図の作成及び修正等を行う。

1) 橋梁台帳等出力

点検に先立って、橋梁台帳、過年度の点検調査、補修履歴等の出力を行う。なお、必要に応じて計上することとする。また、印刷した資料を貸与する場合は計上しないこと。

2) 業務計画書作成

業務計画書及び、詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。

3) 部材番号図の作成及び修正

「浜松市橋梁定期点検要領」に従い部材番号図等を作成する。また、橋梁拡幅など構造変更による径間分割等を行う場合は、部材番号図の修正を行う。

（2）現地踏査

橋梁定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況の調査記録（写真撮影含む）を行う。

（3）関係機関との協議資料作成

橋梁定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

（4）状態の把握（点検）

「浜松市橋梁定期点検要領」に基づき、橋梁点検車、高所作業車、点検用足場、あるいは梯子等を用いて、橋梁点検を近接目視にて行う。また、必要に応じて橋梁台帳の記載事項を補完するために現地計測を行う。

（5）第三者被害予防措置

1) 措置計画の作成及び非破壊検査

現地踏査の結果に基づき、非破壊検査の適用性を検討し措置計画書を作成する。「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）（平成 28 年 12 月）国土交通省道路局国道・防災課」（以下、「第三者要領」という）に基づき、非破壊検査（赤外線サーモグラフィ装置）により損傷の見られる箇所の抽出を行う。非破壊検査ではコンクリート表面の温度分布状況を調べ、うき・剥離箇所（損傷部）を推定する。

2) 打音検査

「第三者要領」に基づき、現地踏査及び非破壊検査により抽出された箇所について、所定の点検ハンマーで打音検査を行い、濁音部のマーキング、応急措置（たたき落とし及び鉄筋の防錆処置）を行う。

（6）点検調書作成

1) 状態の把握（点検）

点検結果をもとに、「浜松市橋梁定期点検要領」付録—1 定期点検結果の記入要領（定期点検記録様式（その 1）～（その 7）及びデータ記録様式（その 1）～（その 3-4）、（その 6）に基づき点検調書を作成する。この際の損傷程度の評価は、「浜松市橋梁定期点検要領」付録—3 損傷程度の評価要領による。

2) 健全性の診断

状態の把握結果をもとに、「浜松市橋梁定期点検要領」付録—1 定期点検結果の記入要領（定期点検記録様式（その 8）～（その 11））に基づき点検調書を作成する。

3) 第三者被害予防措置

点検結果をもとに、「浜松市橋梁定期点検要領」付録—1 定期点検結果の記入要領（橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その 1）～（その 3））に基づき点検調書を作成する。

4) 水中部の地盤面に関連する記録

点検結果をもとに、「浜松市橋梁定期点検要領」付録—1 定期点検結果の記入要領（データ記録様式（その 4-1）～（その 4-2））に基づき点検調書を作成する。

(7) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを行う。なお、点検調書等は浜松市道路施設データベースシステムを活用することによりデータ作成を行うものとする。

5.2.標準歩掛

(1) 計画準備

1) 橋梁台帳等出力

(1 業務当り)

職 種 区 分		直 接 人 件 費				
		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
橋梁台帳等出力	100 橋未満				1.5	1.5
	100 橋以上				3.0	2.0

(注) 1.台帳出力は必要に応じて計上すること。(貸与する場合は計上しない。)
2.実橋梁数にて計上する。

2) 業務計画書作成

(1 業務当り)

職 種 区 分		直 接 人 件 費				
		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
業務計画書作成	100 橋未満	1.5	1.5		6.0	5.0
	100 橋以上	1.5	2.0		7.5	7.0

(注) 1.業務計画書作成には資料収集、実施計画書作成を含む。
2.実橋梁数を計上する。

3) 部材番号図の作成及び修正

(1 日当り)

職 種 区 分		直 接 人 件 費				
		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
部材番号図の作成	コンクリート橋				0.5	1.5
	鋼 橋				1.5	1.5
部材番号図の修正	コンクリート橋				0.5	1.0
	鋼 橋				0.5	1.5

(注) 1.作成・修正日数 D は橋梁毎に算出すること。
2.作成・修正面積及び日数は小数第 1 位 (小数第 2 位を四捨五入) とする。
3.部材番号図の修正は、構造変更等がある場合に計上する。

部材番号図の作成日数は、以下の算定式により算出する。

$$D = A_1 / y$$

A_1 : 部材番号図作成面積

$A_1 = \text{橋長} \times \text{全幅員 (地覆外縁間距離)}$

$$y : \text{日当り作成面積} \quad \text{コンクリート橋} \quad y = 9.44 \times A_1^{0.75}$$

$$\text{鋼 橋} \quad y = 7.55 \times A_1^{0.85}$$

部材番号図の修正日数は、以下の算定式により算出する。

$$D = A_2 / y$$

A_2 : 部材番号図修正面積

$A_2 = \text{対象径間長} \times \text{全幅員 (地覆外縁間距離)}$

$$y : \text{日当り作成面積} \quad \text{コンクリート橋} \quad y = 22.51 \times A_2^{0.64}$$

$$\text{鋼 橋} \quad y = 7.86 \times A_2^{0.85}$$

(2) 現地踏査

(10 橋当り)

区 分 \ 職 種		直 接 人 件 費				
		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地踏査(定期点検)	外業	1.5		1.5	2.0	
	内業			2.0	1.5	1.5
	計	1.5		3.5	3.5	1.5
現地踏査 (第三者被害予防措置)	外業	1.5		1.5	1.0	
	内業			1.0	1.5	1.5
	計	1.5		2.5	2.5	1.5

(注) 外業には橋梁間の移動時間も含む。

(3) 関係機関との協議資料作成

(10 機関当り)

区 分 \ 職 種		直 接 人 件 費				
		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
関係機関との協議資料作成	外業			3.0	3.0	
	内業			4.0	2.5	1.5
	計			7.0	5.5	1.5

(注) 1. 外業は関係機関協議及び不足する資料収集を行うもので、内業は収集した資料等により協議資料及び説明用資料に整えるものである。

2. 外業には移動時間も含む。なお、移動に必要な経費は、別途計上すること。

3. 機関数は、協議資料作成を行う機関にて計上する。

(4) 状態の把握 (点検)

1) 特定の溝橋等

(10 橋当り)

幅員(m)	橋 長 (m)	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
8m 程度 (7m 以上 11m 未満)	2 以上 5 以下			1.6	1.6	
	5 を超え 10 以下			2.7	2.7	
	10 を超え 15 以下			3.3	3.3	

(注) 1. 上記は、定期点検要領の参考資料である「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料（平成 31 年 2 月 国土交通省道路局国道・技術課）による 2 巡目以降の定期点検業務に適用する。また橋梁 15m 以下の第三者被害の恐れのない単径間の上部構造が充実断面で間詰部がない版で構成された R C 床版橋、及び主桁が現場溶接やボルト継手がない型钢で構成された H 鋼桁橋にも適用することができる。

2. 仮設備（足場等近接手段）の必要がある場合は、別途、「仮設費」を計上のこと。

3. 既存の定期点検及び健全性の診断結果の記録等を活用して実施する。

4. 橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地計測を含む。

2) 特定の溝橋等以外

(1日当り)

区 分 \ 職 種	直 接 人 件 費				
	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
定 期 点 検			1.3	1.5	1.0

- (注) 1. 上記歩掛は、仮設備を含まない上下部構造の点検歩掛である。
2. 足元条件は表 5.1 によるものとする。なお、1 橋梁で複数の足元条件となる場合は支配的な足元条件を適用する。
3. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの点検日数を定めるものとする。
4. 上記歩掛には、橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地計測を含む。
5. モニター式点検車歩掛については別途計上する。
6. 橋梁点検の内業（結果とりまとめ）は「(6) 点検調書作成」で計上する。
7. 仮設費（作業用足場等近接手段）は別途計上する。
8. 定期点検面積及び点検日数は小数第 1 位（小数第 2 位を四捨五入）とする。
9. 夜間作業で深夜に点検を行う場合は、深夜割り増しを行うこと。

1 橋当りの点検日数 D（日/橋）は、以下の算定式により算出する。

なお、1 日＝8 時間（h）とする。

$$D = \frac{A_1}{(8 \times Y_b) \times K_1} + D_m$$

A_1 ：定期点検面積（㎡）

A_1 ＝橋長×全幅員（地覆外縁間距離）

Y_b ：1 時間当りの基準作業量（㎡/h）

$Y_b = a \times A_1^b$ （ただし、 Y_b はそれぞれ最大作業量までとする。）

なお、 $a=5.62$ 、 $b=0.42$ 、最大作業量 170m²/h とする。

K_1 ：足元条件係数

D_m ：橋梁間の移動時間

$D_m=0.1$ （日/橋）

表 5.1 足元条件と係数

足元条件	係数（ K_1 ）	足元条件	係数（ K_1 ）
地上	1.0	点検車	1.2
リフト車	0.9	足場	1.0
梯子	0.9	船上	1.2

(5) 第三者被害予防措置

1) 措置計画の作成及び非破壊検査

(1,000m² 当り)

区 分 \ 職 種	直 接 人 件 費				
	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
措置計画作成 及び非破壊検査			2.0	2.0	0.5

(注) 1. 非破壊検査（赤外線サーモグラフィ装置）以外を用いる場合は、別途計上すること。

2. 検査面積は小数第1位（小数第2位を四捨五入）とする。

2) 打音検査

(1日 当り)

区 分 \ 職 種	直 接 人 件 費				
	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
打音検査			1.0	1.5	1.0

(注) 1. 作業用足場等近接手段は別途計上する。

2. 足元条件は表 5.2 によるものとする。なお、1 橋梁で複数の足元条件となる場合は支配的な足元条件を適用する。

3. 検査橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの検査日数を定めるものとする。

4. 歩掛には橋梁間の移動時間も含む。

5. 応急措置、防錆処理、現地での記録も含む。

6. 打音検査面積及び検査日数は小数第1位（小数第2位を四捨五入）とする。

7. 夜間作業で深夜に点検を行う場合は、深夜割り増しを行うこと。

1 橋当りの点検日数 D（日/橋）は、以下の算定式により算出する。

なお、1 日＝8 時間（h）とする。

$$D = \frac{A_2}{(8 \times Y_0) \times K_2} + D_m$$

A₂：打音検査面積（m²）

Y₀：1 時間当りの基準作業量（m²/h）

$$Y_0 = 3.22 \times A_2^{0.57}$$

（ただし、Y₀ は最大作業量 260 m²/h までとする。）

K₂：足元条件係数

D_m：橋梁間の移動時間＝0.1（日/橋）

表 5.2 足元条件と係数

足元条件	係数（K ₁ ）	足元条件	係数（K ₁ ）
地上	1.1	点検車	1.0
リフト車	1.1	足場	1.1
梯子	0.7	船上	1.0

(6) 点検調書作成

1) 状態の把握（点検）

(1 日当り)

区 分 \ 職 種	直 接 人 件 費				
	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
定期点検の 点検調書作成			0.5	1.0	1.7

- (注) 1. 上記歩掛は、健全性の診断を含まない定期点検記録様式（その 1）～（その 7）及びデータ記録様式（その 1）～（その 3-4）、（その 6）の作成を行う歩掛である。健全性の診断を行い、定期点検記録様式（その 8）～（その 11）の作成を行う場合については、別途計上する。
2. 水中部の地盤面に関連するデータ記録様式（その 4-1）、（その 4-2）の作成を行う場合については、別途計上する。
3. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの調書作成日数を定めるものとする。
4. 定期点検面積が 300 m²を超える場合の下限値は 1.6 日とする。
5. 定期点検面積及び調書作成日数は小数第 1 位（小数第 2 位を四捨五入）とする。

定期点検の点検調書作成日数 D（日/橋）は、以下の算定式により算出する。

$$D = a \times A_1 + b$$

A_1 : 定期点検面積（m²/橋）

$A_1 = \text{橋長} \times \text{全幅員（地覆外縁間距離）}$

表 5.3 定期点検の点検調書作成の変数値

職 種		a	b	備 考
定期点検の 点検調書作成	定期点検面積 $A_1 \leq 300 \text{ m}^2$	0.0037	0.47	
	定期点検面積 $A_1 \geq 300 \text{ m}^2$	0.0016	0.89	D = 1.6 日以上

2) 健全性の診断

(1 日当り)

区 分 \ 職 種	直 接 人 件 費				
	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
定期点検の 点検調書作成			0.5	1.0	1.5

- (注) 1. 上記歩掛は、健全性の診断を行い、定期点検記録様式（その 8）～（その 11）の作成を行う歩掛である。
2. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの調書作成日数を定めるものとする。
3. 定期点検面積が 300 m²を超える場合の下限値は 0.4 日とする。
4. 定期点検面積及び調書作成日数は小数第 1 位（小数第 2 位を四捨五入）とする。

定期点検の点検調書作成日数 D（日/橋）は、以下の算定式により算出する。

$$D = a \times A_1 + b$$

A_1 : 定期点検面積（m²/橋）

$A_1 = \text{橋長} \times \text{全幅員（地覆外縁間距離）}$

表 5.4 定期点検の点検調書作成の変数値

職 種		a	b	備 考
定期点検の 点検調書作成	定期点検面積 $A_1 \leq 300 \text{ m}^2$	0.0009	0.15	
	定期点検面積 $A_1 \geq 300 \text{ m}^2$	0.0004	0.22	D=0.4 日以上

3) 第三者被害予防措置

(1 日当り)

区 分 \ 職 種	直 接 人 件 費				
	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
第三者被害予防措置の 点検調書作成			1.0	1.0	0.5

- (注) 1. 上記歩掛は、橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その 1）～（その 3）の作成を行う歩掛である。
2. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの調書作成日数を定めるものとする。
3. 打音検査面積及び調書作成日数は小数第 1 位（小数第 2 位を四捨五入）とする。
4. 打音検査面積が $10,000 \text{ m}^2$ /橋を超えるものについては別途計上する。

第三者被害予防措置の点検調書作成日数 D（日/橋）は、以下の算定式により算出する。

$$D = -2.7 \times 10^{-8} \times A_2^2 + 0.00073 \times A_2 + 0.39$$

A_2 : 打音検査面積（ m^2 /橋）

4) 水中部の地盤面に関連する記録

(10 橋当り)

区 分 \ 職 種	直 接 人 件 費				
	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
水中部の地盤面に関連する 点検調書作成（1～5 箇所）			0.5		0.6
点検調書作成（6～10 箇所）			0.6		0.7
点検調書作成（11～15 箇所）				0.7	0.8
点検調書作成（16～20 箇所）		0.6	0.6		
点検調書作成（21～25 箇所）			0.8		0.9

- (注) 1. 上記歩掛は、データ記録様式（その 4-1）、（その 4-2）の作成を行う歩掛である。
2. 箇所とは、記録する必要がある橋台、橋脚の合計数量のことである。
- （例：橋台を 2 つ、橋脚を 3 つ有する橋梁で洗堀の影響を受ける恐れがあるのが 2 橋脚の場合は 2 箇所）

(7) 報告書作成

(1 日 当 り)

区 分 \ 職 種	直 接 人 件 費				
	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
報告書作成	0.5	1.0	1.5	1.5	2.5

(注) 作成日数は小数第 1 位 (小数第 2 位を四捨五入) とする。

報告書作成日数Dは、以下の算定式により算出する。

$$D=0.0001\times N^2+0.057\times N+2.1$$

N：実橋梁数（橋）

6.定期点検（2）：道路橋（その他の路線上の橋梁【旧：レベル C】）

6.1.業務内容

（1）計画準備

業務計画書作成、現地踏査、及び関係機関との協議資料作成等を行う。部材番号図の作成は含まないため、必要な場合は別途、計上するものとする。

1)業務計画書作成

業務計画書及び、詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。業務計画書等の作成にあたっては、既存の定期点検（部材番号図を含む）の記録等を活用して実施するものとする。

2)現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。現地踏査にあたっては、既存の定期点検の記録等の情報を活用して実施するものとする。

3)関係機関との協議資料作成

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。これらの資料作成等にあたっては、既存の定期点検時に実施した協議資料等を活用して実施するものとする。

（2）定期点検

1)状態の把握（点検）及び健全性の診断の区分の決定（診断）

「浜松市橋梁定期点検要領」に基づき、橋梁点検車、あるいは梯子等を用いた近接目視により行い、点検時点での状態に関する情報を収集するとともに、上部構造、下部構造及び上下部接続部のそれぞれについて、活荷重、地震、豪雨・出水等の想定する状況における性能を推定し、特定事象の有無や必要な措置に対する技術的な見解などの根拠を踏まえ、施設単位毎に健全性の診断区分を決定する。

現地では、既存の定期点検及び健全性の診断結果の記録等を活用して作業を行う。

2)定期点検の結果の記録とその他記録の補完

点検結果及び診断結果について、定期点検要領の記録の手引きを参考に「様式 1、様式 2、様式 3」を作成し記録するものとする。様式の作成作業は、浜松市道路施設データベースシステムを活用して実施するものとする。

また、必要に応じて道路管理者が保有する橋梁台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

3)調書作成

点検結果をもとに、「浜松市橋梁定期点検要領」付録—1 定期点検結果の記入要領（定期点検記録様式（その 8）及びデータ記録様式（その 3-1）、（その 3-2））に基づき点検調書を作成する。この際の損傷程度の評価は、「橋梁定期点検要領」付録—3 損傷程度の評価要領による。

4)一般図作成

既存の定期点検において、データ記録様式（その 3-1）の作成に必要な一般図がない橋梁について、現地踏査及び定期点検時に測量を行い、橋梁一般図（平面図、側面図、断面図等）を作成するものとする。

(3) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や定期点検の結果の記録等のとりまとめを行う。これらの報告書作成にあたっては、既存の定期点検の点検表記録様式の電子データ（表計算ソフト）を活用して実施するものとする。なお、作成した「様式 1、様式 2、様式 3」及び「定期点検記録様式（その 8）及びデータ記録様式（その 3-1）、（その 3-2）」、橋梁一般図については、電子媒体でも納品すること。

6.2 標準歩掛

(1) 計画準備

(10 橋当り)

標準幅員	橋長 (m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
2m 程度 (3m 未満)	2 以上 5 以下	1.0	1.2	1.5	1.0	1.6
	5 を超え 10 以下	1.0	1.2	1.5	1.0	1.6
	10 を超え 15 以下	1.0	1.2	1.5	1.0	1.6
4m 程度 (3m 以上 7m 未満)	2 以上 5 以下	1.8	1.4	2.8	3.3	2.4
	5 を超え 10 以下	1.8	1.4	2.9	3.5	2.4
	10 を超え 15 以下	1.9	1.4	3.3	3.9	2.8
8m 程度 (7m 以上 11m 未満)	2 以上 5 以下	2.3	1.4	2.7	3.8	2.4
	5 を超え 10 以下	2.3	1.4	2.7	3.8	2.4
	10 を超え 15 以下	2.3	1.4	2.7	3.8	2.4
12m 程度 (11m 以上 15m 未満)	2 以上 5 以下	2.7	1.6	3.7	5.1	3.0
	5 を超え 10 以下	2.7	1.6	3.7	5.1	3.0
	10 を超え 15 以下	2.7	1.6	3.7	5.1	3.0
16m 程度 (15m 以上 19m 未満)	2 以上 5 以下	3.1	1.8	4.7	6.4	3.6
	5 を超え 10 以下	3.1	1.8	4.7	6.4	3.6
	10 を超え 15 以下	3.1	1.8	4.7	6.4	3.6
20m 程度 (19m 以上 23m 以下)	2 以上 5 以下	3.5	2.0	5.7	7.7	4.2
	5 を超え 10 以下	3.5	2.0	5.7	7.7	4.2
	10 を超え 15 以下	3.5	2.0	5.7	7.7	4.2
24m 程度 (23m 以上 27m 以下)	2 以上 5 以下	3.9	2.2	6.7	9.0	4.8
	5 を超え 10 以下	3.9	2.2	6.7	9.0	4.8
	10 を超え 15 以下	3.9	2.2	6.7	9.0	4.8
28m 程度 (27m 以上 30m 以下)	2 以上 5 以下	4.5	4.0	6.0	8.0	8.0
	5 を超え 10 以下	4.5	4.0	6.0	8.0	8.0
	10 を超え 15 以下	4.5	4.0	6.0	8.0	8.0

(注) 1. 3 巡目以降の定期点検業務に適用する。部材番号図の作成は含まない。

2. 既存の定期点検（部材番号図を含む）の記録等を活用して計画する。

3. 現地踏査や関係機関協議など外業の移動時間を含む。なお、移動に必要な経費は「旅費交通費」の中で計上すること。

4. 現地踏査にあたっては、既存の定期点検の記録等の情報を活用して実施する。また、関係機関協議の資料作成等は、既存の定期点検時に実施した協議資料等を活用する。

(2) 定期点検

1) 特定の溝橋等

(10 橋当り)

標準幅員	橋長 (m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
2m 程度 (3m 未満)	2 以上 5 以下	－	－	3.4	3.3	2.4
	5 を超え 10 以下	－	－	3.9	3.8	2.7
	10 を超え 15 以下	－	－	6.1	5.0	3.1
4m 程度 (3m 以上 7m 未満)	2 以上 5 以下	－	－	3.7	3.5	2.5
	5 を超え 10 以下	－	－	4.7	4.2	2.9
	10 を超え 15 以下	－	－	6.3	5.1	3.3
8m 程度 (7m 以上 11m 未満)	2 以上 5 以下	－	－	3.9	3.6	2.6
	5 を超え 10 以下	－	－	4.9	4.4	3.2
	10 を超え 15 以下	－	－	6.5	5.3	3.9
12m 程度 (11m 以上 15m 未満)	2 以上 5 以下	－	－	4.0	3.8	2.8
	5 を超え 10 以下	－	－	5.0	4.7	3.5
	10 を超え 15 以下	－	－	6.7	5.5	4.2
16m 程度 (15m 以上 19m 未満)	2 以上 5 以下	－	－	4.1	3.9	2.9
	5 を超え 10 以下	－	－	5.1	4.8	3.6
	10 を超え 15 以下	－	－	6.8	5.8	4.4
20m 程度 (19m 以上 23m 以下)	2 以上 5 以下	－	－	4.2	4.1	3.1
	5 を超え 10 以下	－	－	5.2	5.0	3.8
	10 を超え 15 以下	－	－	7.0	6.0	4.7
24m 程度 (23m 以上 27m 以下)	2 以上 5 以下	－	－	4.5	4.3	3.4
	5 を超え 10 以下	－	－	5.5	5.3	4.0
	10 を超え 15 以下	－	－	7.5	6.3	4.9
28m 程度 (27m 以上 30m 以下)	2 以上 5 以下	－	－	4.8	4.7	3.6
	5 を超え 10 以下	－	－	5.8	5.7	4.7
	10 を超え 15 以下	－	－	8.0	6.6	5.5

- (注) 1. 上記は、浜松市定期点検要領 参考資料 7「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料」による 3 巡目以降の定期点検業務に適用する。また橋梁 15m 以下の第三者被害の恐れのない単径間の上部構造が充実断面で間詰部がない版で構成された R C 床版橋、及び主桁が現場溶接やボルト継手がない型鋼で構成された H 鋼桁橋にも適用することができる。
2. 仮設備（足場等近接手段）の必要がある場合は、別途、「仮設費」を計上のこと。
3. 既存の定期点検及び健全性の診断結果の記録等を活用して実施する。
4. 「様式 1、様式 2、様式 3」の作成を含む。様式の作成作業は、浜松市道路施設データベースシステムを活用すること。
5. 橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地計測を含む。

2) 特定の溝橋等以外

(10 橋当り)

標準幅員	橋長 (m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
2m 程度 (3m 未満)	2 以上 5 以下	-	-	3.6	3.7	3.4
	5 を超え 10 以下	-	-	4.2	4.2	3.9
	10 を超え 15 以下	-	-	5.2	5.2	4.6
4m 程度 (3m 以上 7m 未満)	2 以上 5 以下	-	-	3.7	3.7	3.7
	5 を超え 10 以下	-	-	4.4	4.3	4.2
	10 を超え 15 以下	-	-	5.3	5.2	4.9
8m 程度 (7m 以上 11m 未満)	2 以上 5 以下	-	-	3.9	4.0	3.8
	5 を超え 10 以下	-	-	4.5	4.5	4.2
	10 を超え 15 以下	-	-	5.4	5.5	5.0
12m 程度 (11m 以上 15m 未満)	2 以上 5 以下	-	-	4.0	4.1	4.0
	5 を超え 10 以下	-	-	4.7	4.6	4.5
	10 を超え 15 以下	-	-	5.5	5.7	5.2
16m 程度 (15m 以上 19m 未満)	2 以上 5 以下	-	-	4.2	4.3	4.1
	5 を超え 10 以下	-	-	4.8	4.9	4.9
	10 を超え 15 以下	-	-	5.6	5.8	5.7
20m 程度 (19m 以上 23m 以下)	2 以上 5 以下	-	-	4.3	4.4	4.3
	5 を超え 10 以下	-	-	5.0	5.0	5.1
	10 を超え 15 以下	-	-	5.8	5.9	5.9
24m 程度 (23m 以上 27m 以下)	2 以上 5 以下	-	-	4.5	4.6	4.4
	5 を超え 10 以下	-	-	5.3	5.1	5.3
	10 を超え 15 以下	-	-	5.9	6.0	6.2
28m 程度 (27m 以上 30m 以下)	2 以上 5 以下	-	-	4.6	4.7	4.7
	5 を超え 10 以下	-	-	5.4	5.2	5.7
	10 を超え 15 以下	-	-	6.0	6.2	6.7

(注) 1. 3 巡目以降の定期点検業務に適用する。特定の溝橋等以外の一般的な桁橋、床版橋に適用する。

2. 上記は、仮設備を含まない上下部構造の橋梁に適用する。
3. 橋梁点検車を使用する場合は、別途、「機械経費」を計上すること。
4. 仮設備（足場等近接手段）の必要がある場合は、別途、「仮設費」を計上すること。
5. 既存の定期点検及び健全性の診断結果の記録等を活用して実施する。
6. 「様式 1、様式 2、様式 3」の作成を含む。様式の作成作業は、浜松市道路施設データベースシステムを活用すること。
7. 橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地計測を含む。

3) 調書作成

(10 橋当り)

標準幅員	橋長 (m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
2m 程度 (3m 未満)	2 以上 5 以下	-	-	0.5	1.0	1.7
	5 を超え 10 以下	-	-	0.5	1.1	1.7
	10 を超え 15 以下	-	-	0.6	1.3	1.9
4m 程度 (3m 以上 7m 未満)	2 以上 5 以下	-	-	0.4	1.4	2.0
	5 を超え 10 以下	-	-	0.7	1.6	2.1
	10 を超え 15 以下	-	-	0.8	1.8	2.3
8m 程度 (7m 以上 11m 未満)	2 以上 5 以下	-	-	0.5	1.6	2.3
	5 を超え 10 以下	-	-	0.8	2.0	2.7
	10 を超え 15 以下	-	-	0.8	2.1	2.8
12m 程度 (11m 以上 15m 未満)	2 以上 5 以下	-	-	0.5	1.6	2.3
	5 を超え 10 以下	-	-	0.9	2.2	2.9
	10 を超え 15 以下	-	-	1.0	2.4	3.2
16m 程度 (15m 以上 19m 未満)	2 以上 5 以下	-	-	0.5	1.6	2.3
	5 を超え 10 以下	-	-	0.9	2.2	2.9
	10 を超え 15 以下	-	-	1.0	2.5	3.3
20m 程度 (19m 以上 23m 以下)	2 以上 5 以下	-	-	0.6	1.8	2.5
	5 を超え 10 以下	-	-	1.0	2.5	3.2
	10 を超え 15 以下	-	-	1.1	2.9	3.6
24m 程度 (23m 以上 27m 以下)	2 以上 5 以下	-	-	0.7	2.0	2.7
	5 を超え 10 以下	-	-	1.0	2.4	3.2
	10 を超え 15 以下	-	-	1.2	3.1	3.9
28m 程度 (27m 以上 30m 以下)	2 以上 5 以下	-	-	0.7	2.1	2.9
	5 を超え 10 以下	-	-	1.1	2.6	3.4
	10 を超え 15 以下	-	-	1.3	3.4	4.2

(注) 1.3 巡目以降の定期点検業務に適用する。

2. 上記歩掛は、点検記録様式 (その 8) 及びデータ記録様式 (その 3-1) (その 3-2) の作成を行う歩掛である。

3. 様式の作成作業は、浜松市道路施設データベースシステムを活用すること。

4) 一般図作成

(10 橋当り)

径 間 数	橋長 (m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
1 径間	2 以上 5 以下	-	2.6	3.0	-	1.5
	5 を超え 10 以下	-	-	3.5	4.6	1.4
	10 を超え 15 以下	-	-	4.0	5.2	1.6

(注) 1. 上記歩掛は、橋梁の測量及び一般図の作成を行う歩掛である。

2. 複数径間の補正は表 6.1 によるものとする。1 径間を 1.0 とする。

(1 径間単価 $\times \alpha$)

表 6.1 複数径間補正係数

径 間 数	補正係数 (α)
2 径間	1.1
3 径間	1.2

(3) 報告書作成

1) 特定の溝橋等

(10 橋当り)

標準幅員	橋長 (m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
2m 程度 (3m 未満)	2 以上 5 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	5 を超え 10 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	10 を超え 15 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
4m 程度 (3m 以上 7m 未満)	2 以上 5 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	5 を超え 10 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	10 を超え 15 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
8m 程度 (7m 以上 11m 未満)	2 以上 5 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	5 を超え 10 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	10 を超え 15 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
12m 程度 (11m 以上 15m 未満)	2 以上 5 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	5 を超え 10 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	10 を超え 15 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
16m 程度 (15m 以上 19m 未満)	2 以上 5 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	5 を超え 10 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	10 を超え 15 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
20m 程度 (19m 以上 23m 以下)	2 以上 5 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	5 を超え 10 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	10 を超え 15 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
24m 程度 (23m 以上 27m 以下)	2 以上 5 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	5 を超え 10 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	10 を超え 15 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
28m 程度 (27m 以上 30m 以下)	2 以上 5 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	5 を超え 10 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	10 を超え 15 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5

- (注) 1. 上記は、浜松市定期点検要領 参考資料 7「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料」による 3 巡目以降の定期点検業務に適用する。また橋梁 15m 以下の第三者被害の恐れのない単径間の上部構造が充実断面で間詰部がない版で構成された R C 床版橋、及び主桁が現場溶接やボルト継手がない型鋼で構成された H 鋼桁橋にも適用することができる。
2. 3 巡目以降の定期点検業務に適用する。
3. 報告書及び電子データ（表計算ソフト、文書作成ソフトによる作成ファイル等）の納品を含む。
4. 点検記録様式等の報告書作成は、既存の定期点検の点検表記録様式の電子データを活用する。

1) 特定の溝橋等以外の橋梁

(10 橋当り)

標準幅員	橋長 (m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
2m 程度 (3m 未満)	2 以上 5 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	5 を超え 10 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	10 を超え 15 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
4m 程度 (3m 以上 7m 未満)	2 以上 5 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	5 を超え 10 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	10 を超え 15 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
8m 程度 (7m 以上 11m 未満)	2 以上 5 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	5 を超え 10 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	10 を超え 15 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
12m 程度 (11m 以上 15m 未満)	2 以上 5 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	5 を超え 10 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	10 を超え 15 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
16m 程度 (15m 以上 19m 未満)	2 以上 5 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	5 を超え 10 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	10 を超え 15 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
20m 程度 (19m 以上 23m 以下)	2 以上 5 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	5 を超え 10 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	10 を超え 15 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
24m 程度 (23m 以上 27m 以下)	2 以上 5 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	5 を超え 10 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	10 を超え 15 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
28m 程度 (27m 以上 30m 以下)	2 以上 5 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	5 を超え 10 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	10 を超え 15 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5

(注) 1.3 巡目以降の定期点検業務に適用する。

2. 報告書及び電子データ（表計算ソフト、文書作成ソフトによる作成ファイル等）の納品を含む。

3. 点検記録様式等の報告書作成は、既存の定期点検の点検表記録様式の電子データを活用する。

7. 共通

7.1. 業務内容

(1) 打合せ

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果物納入時に行う。

(a) 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、橋梁点検に必要な資料等の貸与を行う。

(b) 中間打合せ

現地踏査時終了時あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて、必要回数を計上する。

(c) 成果物納入時

成果物のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

7.2. 標準歩掛

(1) 打合せ協議

(1 業務当たり)

項目	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
業務着手時	0.5	－	0.4	－	－
中間打合せ（1 回当たり）	－	－	0.5	0.2	－
成果品納入時	0.5	－	0.4	－	－

(注) 1. 中間打合せは、1 業務当たり 2 回を標準とし、業務内容を勘案して追加することができる。

7.3 直接経費

(1) 機械経費：橋梁点検車（BT-200 相当）

橋梁点検車 運転一日当たり単価表

名称	規格	単位	数量	備考
運転手	一般運転手	人	1.0	
燃料費	軽油	L		日当り稼働時間(T)×4.4(L/h)
橋梁点検車 賃料		日	1.4	
諸雑費		式	1	

橋梁点検車 作業日数 (10 橋当り)

標準幅員	橋長 (m)	橋梁点検車
		作業日数
10m 程度	15 未満	4.3
	15 を超え 20 以下	4.6
	20 を超え 30 以下	5.2
	30 を超え 50 以下	6.9
	50 を超え 100 以下	10.6
	100 を超え 150 以下	12.9
	150 を超え 200 以下	15.0
	200 を超え 250 以下	18.2
	250 を超え 300 以下	20.4

橋梁点検車 日当り稼働時間(T)

標準幅員	橋長 (m)	橋梁点検車
		日当り稼働時間(h/日)
10m 程度	15 未満	6.0
	15 を超え 20 以下	6.0
	20 を超え 30 以下	6.1
	30 を超え 50 以下	6.4
	50 を超え 100 以下	6.5
	100 を超え 150 以下	6.5
	150 を超え 200 以下	6.5
	200 を超え 250 以下	6.5
	250 を超え 300 以下	6.5

(注) 1. 橋梁間の移動時間を含む。

(2) 機械経費：橋梁点検車（BT-100 相当）

橋梁点検車 運転一日当たり単価表

名称	規格	単位	数量	備考
運転手	一般運転手	人	1.0	
燃料費	軽油	L		日当り稼働時間(T)×5.0(L/h)
橋梁点検車 賃料		日	1.4	
諸雑費		式	1	

橋梁点検車 作業日数 (10 橋当り)

標準幅員	橋長 (m)	橋梁点検車
		作業日数
10m 程度	15 未満	3.9
	15 を超え 20 以下	4.2
	20 を超え 30 以下	4.8
	30 を超え 50 以下	5.9
	50 を超え 100 以下	9.6
	100 を超え 150 以下	11.9
	150 を超え 200 以下	14.0
	200 を超え 250 以下	16.1
	250 を超え 300 以下	18.2

橋梁点検車 日当り稼働時間(T)

標準幅員	橋長 (m)	橋梁点検車
		日当り稼働時間(h/日)
10m 程度	15 未満	6.0
	15 を超え 20 以下	6.0
	20 を超え 30 以下	6.1
	30 を超え 50 以下	6.3
	50 を超え 100 以下	6.5
	100 を超え 150 以下	6.5
	150 を超え 200 以下	6.5
	200 を超え 250 以下	6.5
	250 を超え 300 以下	6.5

(注) 1. 橋梁間の移動時間を含む。

(3) 機械経費：橋梁点検車（BT-400 相当）

橋梁点検車 運転一日当たり単価表

名称	規格	単位	数量	備考
運転手	一般運転手	人	1.0	
燃料費	軽油	L		日当り稼働時間(T)×12.9(L/h)
橋梁点検車 賃料		日	1.4	
諸雑費		式	1	

橋梁点検車 作業日数 (10 橋当り)

標準幅員	橋長 (m)	橋梁点検車
		作業日数
10m 程度	15 未満	3.9
	15 を超え 20 以下	4.2
	20 を超え 30 以下	4.8
	30 を超え 50 以下	5.9
	50 を超え 100 以下	9.6
	100 を超え 150 以下	11.9
	150 を超え 200 以下	14.0
	200 を超え 250 以下	16.1
	250 を超え 300 以下	18.2

橋梁点検車 日当り稼働時間(T)

標準幅員	橋長 (m)	橋梁点検車
		日当り稼働時間(h/日)
10m 程度	15 未満	6.0
	15 を超え 20 以下	6.0
	20 を超え 30 以下	6.1
	30 を超え 50 以下	6.3
	50 を超え 100 以下	6.5
	100 を超え 150 以下	6.5
	150 を超え 200 以下	6.5
	200 を超え 250 以下	6.5
	250 を超え 300 以下	6.5

(注) 1. 橋梁間の移動時間を含む。

(4) 機械経費：高所作業車（作業床高 12m 以下、バスケット）

高所作業車 運転一日当たり単価表

名称	規格	単位	数量	備考
運転手	一般運転手	人	1.0	
燃料費	軽油	L		日当り稼働時間(T)×3.6(L/h)
高所作業車 賃料		日	1.4	作業床 12m 96 k w
諸雑費		式	1	

高所作業車 作業日数 (10 橋当り)

標準幅員	橋長 (m)	橋梁点検車
		作業日数
10m 程度	15 未満	3.9
	15 を超え 20 以下	4.2
	20 を超え 30 以下	4.8
	30 を超え 50 以下	5.9
	50 を超え 100 以下	9.6
	100 を超え 150 以下	11.9
	150 を超え 200 以下	14.0
	200 を超え 250 以下	16.1
	250 を超え 300 以下	18.2

高所作業車 日当り稼働時間(T)

標準幅員	橋長 (m)	橋梁点検車
		日当り稼働時間(h/日)
10m 程度	15 未満	6.0
	15 を超え 20 以下	6.0
	20 を超え 30 以下	6.1
	30 を超え 50 以下	6.3
	50 を超え 100 以下	6.5
	100 を超え 150 以下	6.5
	150 を超え 200 以下	6.5
	200 を超え 250 以下	6.5
	250 を超え 300 以下	6.5

(注) 1. 橋梁間の移動時間を含む。

(5) 機械経費：高所作業車（作業床高 12-14m、バスケット）

高所作業車 運転一日当たり単価表

名称	規格	単位	数量	備考
運転手	一般運転手	人	1.0	
燃料費	軽油	L		日当り稼働時間(T)×3.6(L/h)
高所作業車 賃料		日	1.4	作業床 14m 98 k w
諸雑費		式	1	

高所作業車 作業日数 (10 橋当り)

標準幅員	橋長 (m)	橋梁点検車
		作業日数
10m 程度	15 未満	3.9
	15 を超え 20 以下	4.2
	20 を超え 30 以下	4.8
	30 を超え 50 以下	5.9
	50 を超え 100 以下	9.6
	100 を超え 150 以下	11.9
	150 を超え 200 以下	14.0
	200 を超え 250 以下	16.1
	250 を超え 300 以下	18.2

高所作業車 日当り稼働時間(T)

標準幅員	橋長 (m)	橋梁点検車
		日当り稼働時間(h/日)
10m 程度	15 未満	6.0
	15 を超え 20 以下	6.0
	20 を超え 30 以下	6.1
	30 を超え 50 以下	6.3
	50 を超え 100 以下	6.5
	100 を超え 150 以下	6.5
	150 を超え 200 以下	6.5
	200 を超え 250 以下	6.5
	250 を超え 300 以下	6.5

(注) 1. 橋梁間の移動時間を含む。

(6) 機械経費：高所作業車（作業床高 14-17m、バスケット）

高所作業車 運転一日当たり単価表

名称	規格	単位	数量	備考
運転手	一般運転手	人	1.0	
燃料費	軽油	L		日当り稼働時間(T)×3.6(L/h)
高所作業車 賃料		日	1.4	作業床 17m 98 k w
諸雑費		式	1	

高所作業車 作業日数 (10 橋当り)

標準幅員	橋長 (m)	橋梁点検車
		作業日数
10m 程度	15 未満	3.9
	15 を超え 20 以下	4.2
	20 を超え 30 以下	4.8
	30 を超え 50 以下	5.9
	50 を超え 100 以下	9.6
	100 を超え 150 以下	11.9
	150 を超え 200 以下	14.0
	200 を超え 250 以下	16.1
	250 を超え 300 以下	18.2

高所作業車 日当り稼働時間(T)

標準幅員	橋長 (m)	橋梁点検車
		日当り稼働時間(h/日)
10m 程度	15 未満	6.0
	15 を超え 20 以下	6.0
	20 を超え 30 以下	6.1
	30 を超え 50 以下	6.3
	50 を超え 100 以下	6.5
	100 を超え 150 以下	6.5
	150 を超え 200 以下	6.5
	200 を超え 250 以下	6.5
	250 を超え 300 以下	6.5

(注) 1. 橋梁間の移動時間を含む。

(7) 機械経費：高所作業車（作業床高 12m 以下、プラットフォーム）

高所作業車 運転一日当たり単価表

名称	規格	単位	数量	備考
運転手	一般運転手	人	1.0	
燃料費	軽油	L		日当り稼働時間(T)×3.8(L/h)
高所作業車 賃料		日	1.4	作業床 12m 103 k w
諸雑費		式	1	

高所作業車 作業日数 (10 橋当り)

標準幅員	橋長 (m)	橋梁点検車
		作業日数
10m 程度	15 未満	3.9
	15 を超え 20 以下	4.2
	20 を超え 30 以下	4.8
	30 を超え 50 以下	5.9
	50 を超え 100 以下	9.6
	100 を超え 150 以下	11.9
	150 を超え 200 以下	14.0
	200 を超え 250 以下	16.1
	250 を超え 300 以下	18.2

高所作業車 日当り稼働時間(T)

標準幅員	橋長 (m)	橋梁点検車
		日当り稼働時間(h/日)
10m 程度	15 未満	6.0
	15 を超え 20 以下	6.0
	20 を超え 30 以下	6.1
	30 を超え 50 以下	6.3
	50 を超え 100 以下	6.5
	100 を超え 150 以下	6.5
	150 を超え 200 以下	6.5
	200 を超え 250 以下	6.5
	250 を超え 300 以下	6.5

(注) 1. 橋梁間の移動時間を含む。

(8) 機械経費：高所作業車（作業床高 12-14.8m、プラットフォーム）

高所作業車 運転一日当たり単価表

名称	規格	単位	数量	備考
運転手	一般運転手	人	1.0	
燃料費	軽油	L		日当り稼働時間(T)×3.8(L/h)
高所作業車 賃料		日	1.4	作業床 14.8m 103 k w
諸雑費		式	1	

高所作業車 作業日数 (10 橋当り)

標準幅員	橋長 (m)	橋梁点検車
		作業日数
10m 程度	15 未満	3.9
	15 を超え 20 以下	4.2
	20 を超え 30 以下	4.8
	30 を超え 50 以下	5.9
	50 を超え 100 以下	9.6
	100 を超え 150 以下	11.9
	150 を超え 200 以下	14.0
	200 を超え 250 以下	16.1
	250 を超え 300 以下	18.2

高所作業車 日当り稼働時間(T)

標準幅員	橋長 (m)	橋梁点検車
		日当り稼働時間(h/日)
10m 程度	15 未満	6.0
	15 を超え 20 以下	6.0
	20 を超え 30 以下	6.1
	30 を超え 50 以下	6.3
	50 を超え 100 以下	6.5
	100 を超え 150 以下	6.5
	150 を超え 200 以下	6.5
	200 を超え 250 以下	6.5
	250 を超え 300 以下	6.5

(注) 1. 橋梁間の移動時間を含む。

(9) 機械経費：高所作業車（作業床高 14.8-19.7m、プラットフォーム）

高所作業車 運転一日当たり単価表

名称	規格	単位	数量	備考
運転手	一般運転手	人	1.0	
燃料費	軽油	L		日当り稼働時間(T)×3.8(L/h)
高所作業車 賃料		日	1.4	作業床 19.7m 103kw
諸雑費		式	1	

高所作業車 作業日数 (10 橋当り)

標準幅員	橋長 (m)	橋梁点検車
		作業日数
10m 程度	15 未満	3.9
	15 を超え 20 以下	4.2
	20 を超え 30 以下	4.8
	30 を超え 50 以下	5.9
	50 を超え 100 以下	9.6
	100 を超え 150 以下	11.9
	150 を超え 200 以下	14.0
	200 を超え 250 以下	16.1
	250 を超え 300 以下	18.2

高所作業車 日当り稼働時間(T)

標準幅員	橋長 (m)	橋梁点検車
		日当り稼働時間(h/日)
10m 程度	15 未満	6.0
	15 を超え 20 以下	6.0
	20 を超え 30 以下	6.1
	30 を超え 50 以下	6.3
	50 を超え 100 以下	6.5
	100 を超え 150 以下	6.5
	150 を超え 200 以下	6.5
	200 を超え 250 以下	6.5
	250 を超え 300 以下	6.5

(注) 1. 橋梁間の移動時間を含む。